



八 監 第 1 8 6 号

令 和 2 年 8 月 1 7 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

平成30年度監査（上下水道局）の結果に基づき又は当該
監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和元年8月16日付け八監第199号により提出した平成30年度監査
（上下水道局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置に
ついて、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知があ
りましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
給排水相談課	指摘事項	<p>1 八千代市水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託に関する検査について</p> <p>【所見】</p> <p>八千代市水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託について、平成30年度から委託契約書に基づき収納事務の執行状況に関する検査を書面で実施したが、検査結果に対する適否の判断がなされていなかったことから、今後は適正な事務手続をされたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>八千代市水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託について、令和元年度については、書面による検査を実施した後、検査結果の通知を行いました。今後も検査実施後、適否の判断を行い、結果を通知いたします。</p>
下水道課	指摘事項	<p>1 下水道占用許可願の様式について</p> <p>【所見】</p> <p>下水道占用許可願については、八千代市下水道条例施行規程（平成20年企業管理規程第6号）において様式が定められており、当該様式内に起案日、決裁日、通知日及び決定区分欄が設けられているが、占用許可手続に当たり当該欄が未記載となっていたことから、今後は適正な事務手続をされたい。</p> <p>また、現在は別に起案により許可の可否を決定していることから、当該欄の必要性についても併せて検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>下水道占用許可願様式内の、現状に則していない記載項目である起案日、決裁日、通知日及び決定区分欄につきまして、当該様式を定めている八千代市下水道条例施行規程（平成20年企業管理規定第6号）を令和元年11月20日に改正し、削除いたしました。</p> <p>また、それに併せて当該施行規程内の別の様式につきましても、同じく現状に則していない記載項目を削除いたしました。</p> <p>許可の可否決定につきましては、今後も起案により行います。</p> <p>改正した様式につきましては、ホームページに掲載しているものを変更する等周知を行っております。</p>